
第Ⅰ章 はじめに

1. 都市計画マスタープランの位置付け

(1) 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に基づく法定計画であり、住民の意見を反映させつつ、20年後の都市の目標や、将来像、都市計画の基本的な方針を定めるものである。

本市における今後20年間の市街地整備や道路整備、景観形成など都市計画の基本となる計画である。

(2) 都市計画マスタープランの目的及び役割

都市計画マスタープランは、長期的・総合的視点から、都市施設の整備及び土地利用の方針を定め、都市づくりを効果的に進めることを目的としており、目指すべき都市の将来像を住民・事業者等と行政が共有し、まちづくりの目標と方針を明らかにすることで、住民の都市計画に対する理解と参加を促進する役割を担う。

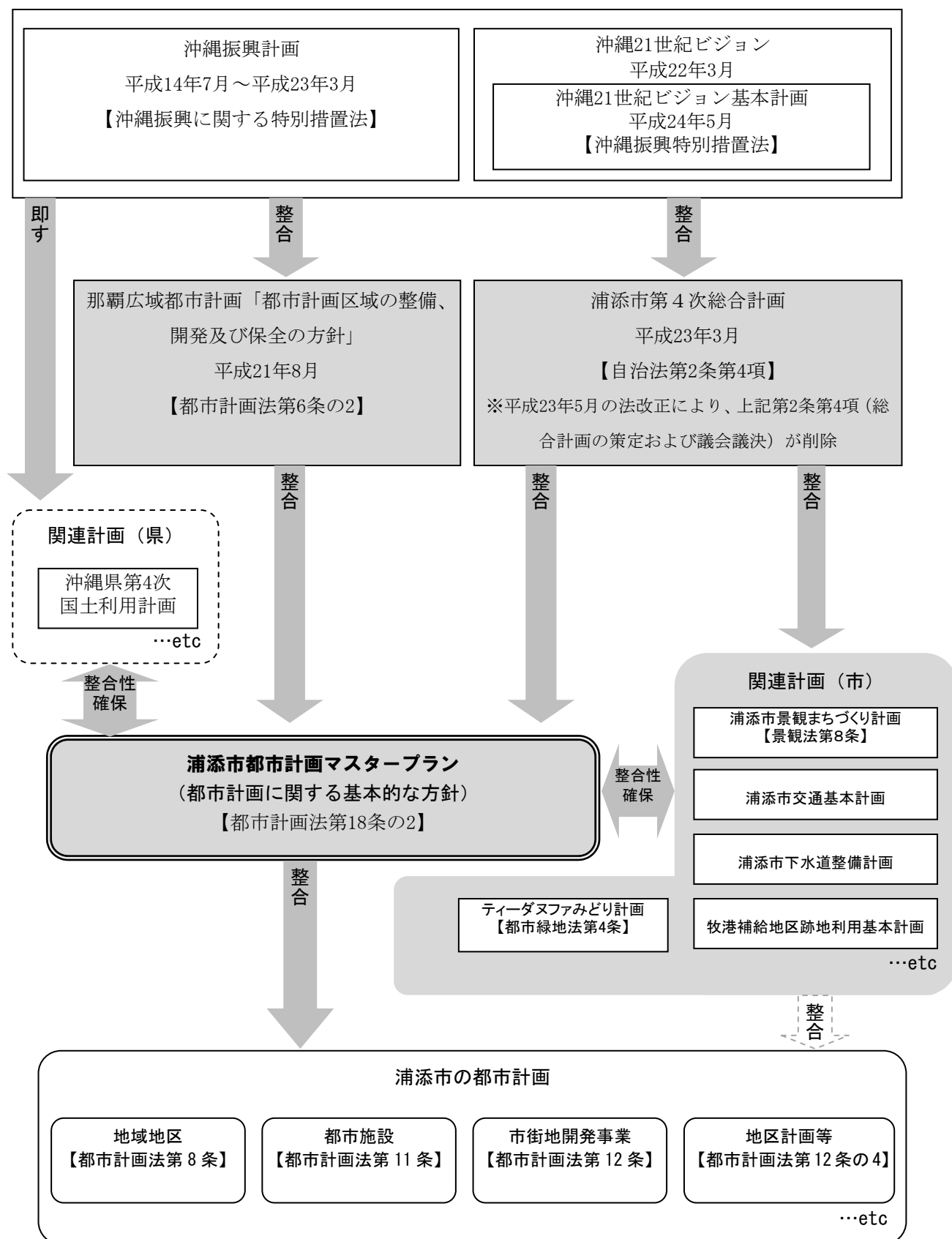
(3) 都市計画マスタープランの体系

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づき、市町村の建設に関する基本構想（本市においては第4次浦添市総合計画）および都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（本市の属する那覇広域都市計画区域マスタープラン）に即した内容とされている。

その他関連計画との整合性についても、可能な限り確保することが求められる。

体系図を次頁に示す。

■都市計画マスタープランの体系図



■都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランは、概ね以下のような構成となる。

大きく分けて、浦添市の将来像や将来人口を定める「都市の目標」、土地利用や市街地整備、道路交通など、それぞれの部門別に基本方針を定める「まちづくり部門別方針」、市内を地域区分し、それぞれの地域における方針を定めた「まちづくり地域別方針」、および「実現化方策」となる。

第Ⅰ章はじめに

- 都市計画の位置付け
- 浦添市の現状と動向
- まちづくりの課題 など

第Ⅱ章都市の目標

- 将来都市像
- 将来人口
- 将来都市構造 など

第Ⅲ章まちづくり部門別方針

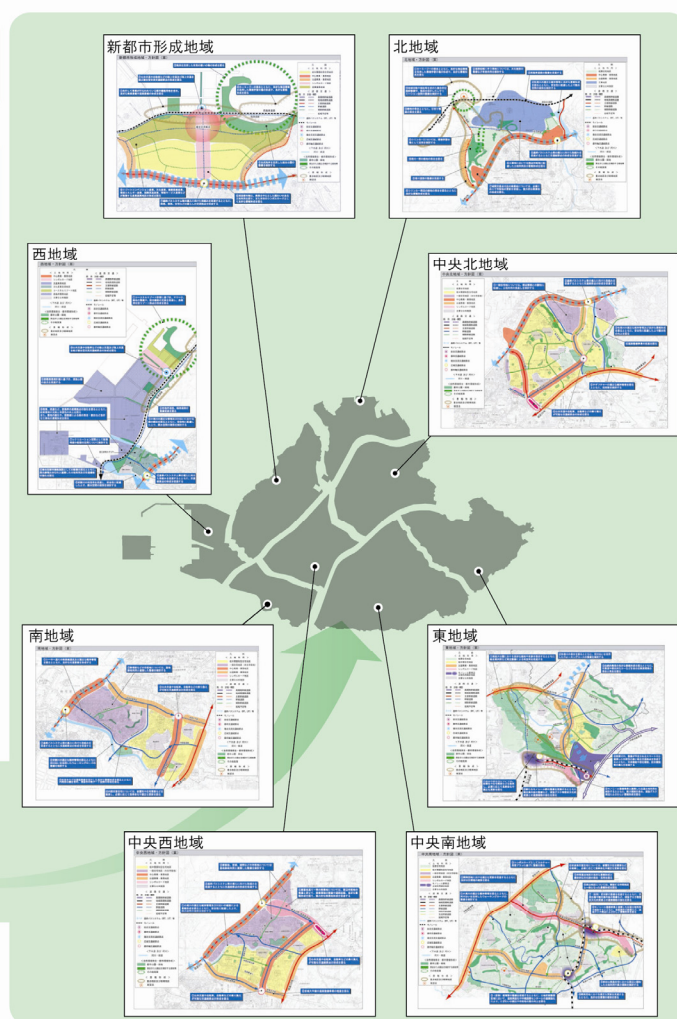
- 土地利用に関する方針
- 道路交通に関する方針
- 自然環境保全に関する方針
- その他には
 - 市街地整備の方針
 - 景観形成に関する方針
 - 福祉のまちづくり
 - 防災まちづくりに関する方針
 - ……等々

第Ⅳ章まちづくり地域別方針

市内を8地域に区分し、地域別の方針を定める

第Ⅴ章実現方策

- まちづくりの実現化に向けた方策



2. 都市計画マスタープランの経緯

本市においては、平成11年3月に浦添市都市マスタープランを策定し、その後の社会情勢等の変化に対応するため、計2回の見直しを実施している。

計画策定、見直しの理由やその当時の社会情勢については、以下の通りとなっている。



■平成 11 年 3 月策定

【策定の主な理由】

- ・ 平成 4 年の都市計画法改正により「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（法第 18 条の 2）、いわゆる都市計画マスタープランが制度化
- ・ 本市における今後のまちづくりの指針となる計画づくりの必要性

【当時の社会情勢やまちづくりへの取り組み状況等】

- ・ 人口が 10 万人を突破（平成 10 年）
- ・ 第 1 回まちづくりプラン賞（平成 11 年）
- ・ 地方分権一括法（平成 12 年）



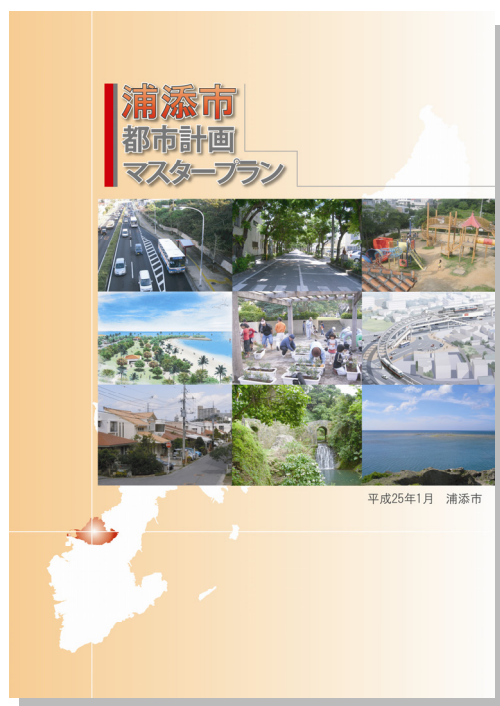
■平成 16 年 6 月見直し

【見直し理由】

- ・ 都市計画マスタープランの上位計画である、那覇広域都市計画区域マスタープラン（平成 12 年 3 月）および第 3 次浦添市総合計画（平成 13 年 4 月）の策定

【当時の社会情勢やまちづくりへの取り組み状況等】

- ・ 国立劇場おきなわ開場（平成 16 年）
- ・ 景観法制定（平成 16 年）
- ・ ようどれ修復完了（平成 17 年）
- ・ 人口約 10 万 6 千人（平成 17 年国勢調査）



■平成 25 年 1 月見直し

【見直し理由】

- ・ 沖縄 21 世紀ビジョンが策定された
- ・ 下記のような本市の都市基盤整備に関連する計画策定や事業進捗が見られた
 - 沖縄都市モノレール延長の決定
 - 那覇港港湾計画に基づく西海岸開発（公有水面埋立、コースタルリゾート計画など）
 - 浦添市景観まちづくり計画
 - 牧港補給地区跡地利用計画 等

【当時の社会情勢やまちづくりへの取り組み状況等】

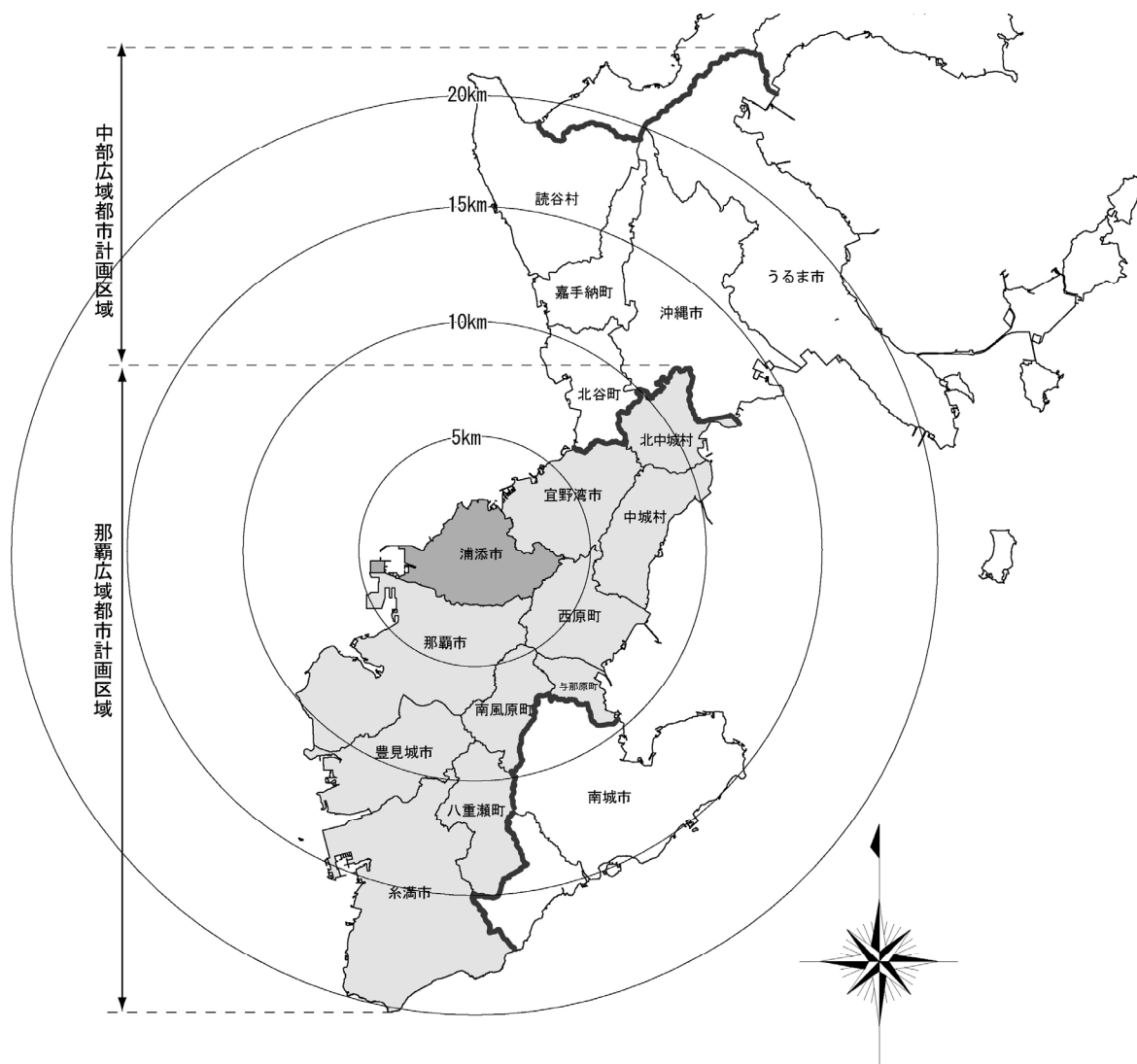
- ・ てだこホール開館（平成 19 年）
- ・ 人口約 11 万人（平成 22 年国勢調査）
- ・ 東日本大震災（平成 23 年）

3. 浦添市の現況

(1) 位置及び面積

浦添市（以下、本市）は、沖縄本島南部に位置し、西は東シナ海に面する海岸沿いにあり、南は県都那覇市、東は西原町、北は宜野湾市に面している。市域（飛地を含む）は、東西8.4km、南北4.6kmで、北を頂点として南西と南東に広がった扇状の形をしており、面積1,927haを有する都市である。

市域全域が近隣5市4町2村とともに那覇広域都市計画区域に指定されている。（那覇広域都市計画区域：那覇市、浦添市、宜野湾市、糸満市、豊見城市、西原町、与那原町、南風原町、北中城村、中城村の全域及び八重瀬町の旧東風平町域）

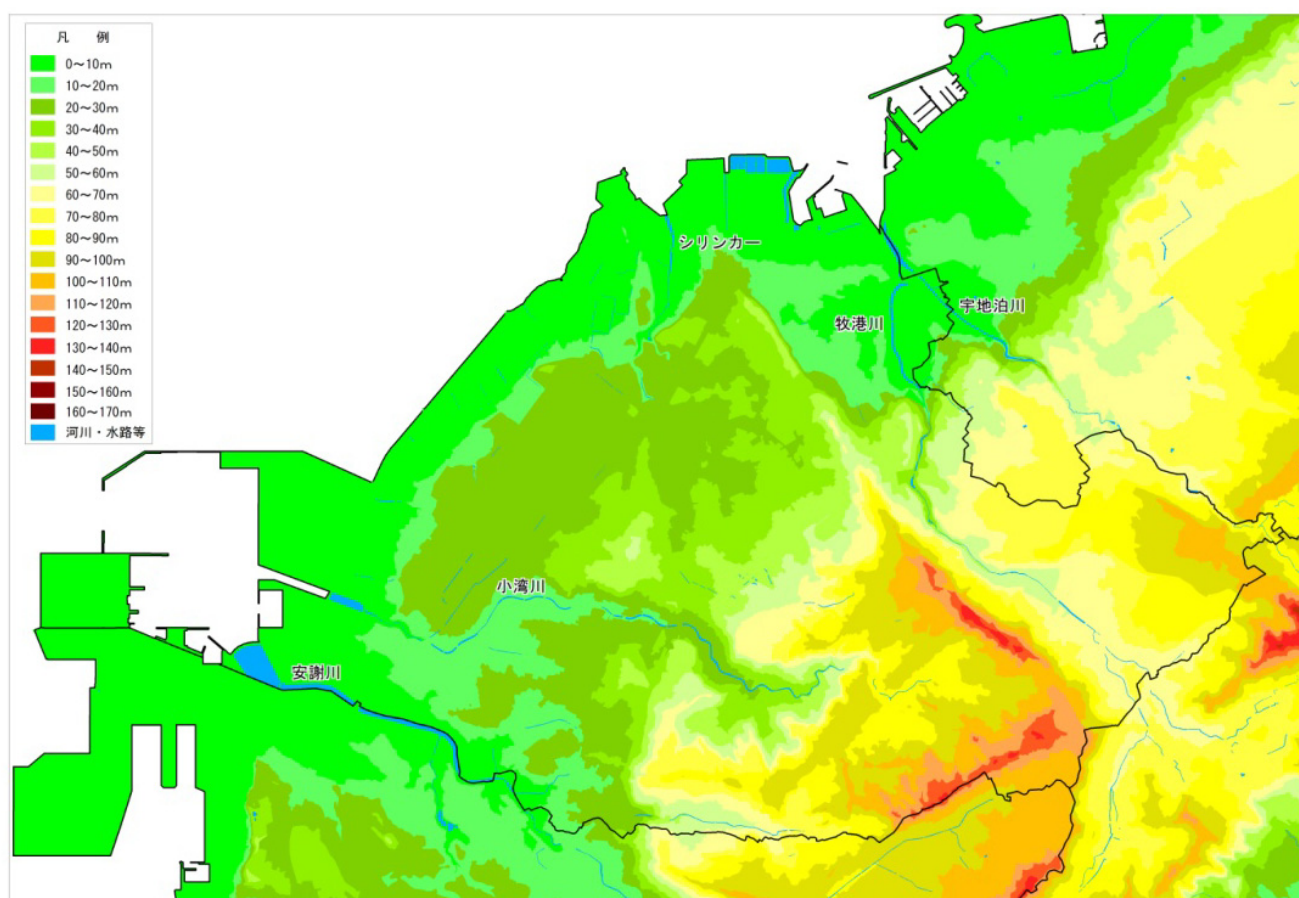


(2) 地形及び水系

本市の地形は、東から西にかけて緩やかに傾斜しており、東部の仲間、安波茶、経塚、西原、沢峠一帯は標高約100mの丘陵地帯、西部の勢理客から仲西、宮城、屋富祖、城間、港川に至る国道58号沿いは標高20～30mの台地となっている。また、東部と西部の中間部分は台地に挟まれて窪地となっている。

市域を流れる牧港川、小湾川、安謝川、宇地泊川、シリンカー等の中小河川は東側丘陵部を上流とし、西流して東シナ海に注ぎ込んでいる。こうした河川は、丘陵部では小さな谷をつくり、小起伏地形を発達させ、変化に富んだ地形をつくり出している。

港川から伊祖・仲間にかけての牧港川に沿うように位置する石灰岩堤一帯は、浦添城跡・伊祖城跡が立地し、浦添断層崖の急斜面から南部一帯にかけて緑地が分布するなど、本市の骨格となる地形を形成している。さらに、東シナ海に面した一部には自然海岸が残る。



（３）沿革

本市には、首里に統一王府ができる15世紀以前に、琉球最初の王統が発祥したといわれる。12世紀後半、浦添王統の初代舜天王が浦添城を拠点に一帯を支配したとされ、以降およそ220年間、英祖王統、察度王統と引き継がれた。察度王時代には中国への進貢が始まり、王統は繁栄を極めたとされている。その後、尚巴志の出現により、王府は首里に移され、浦添は一間切となった。その間、17世紀から18世紀にかけて宜野湾間切が新設され、さらに棚原村が西原間切に分離され現在の市域の原形が形成された。

（４）市街地の形成

本市は戦後の昭和20年代後半から30年代にかけて、米軍基地建設労働者の移住及び軍雇用員の増加や基地に関わる商業地域の発達により、一挙に人口が増加した。この人口増加は、特に国道58号を挟んだ米軍基地に沿う地域（屋富祖・宮城・城間・仲西・牧港・港川・勢理客など）で顕著であった。その後もさらに、那覇市のベッドタウンとして人口は上昇し続けた。昭和45（1970）年の浦添村から浦添市への昇格は、このような都市化の進展を象徴的に表している。

急激な人口増加のために、都市はスプロール的に開発され、公害や環境基盤整備の遅れなど様々な問題が顕在化してきた。こうした都市問題に対処するため、昭和40（1965）年3月に浦添都市計画区域が決定、昭和43（1968）年3月には都市計画用途地域が決定した。さらに、沖縄の本土復帰をうけて、昭和47（1972）年4月、本市を含む4市1町8村（当時）での那覇広域都市区域が決定した。浦添市は基地を除く全域が都市計画区域で、市街化区域75.8%、市街化調整区域24.2%で、市街化区域内の用途地域は、住居地域80%、商業地域3.8%、工業地域16.2%が指定された。

急激な都市化を宅地開発の状況からみると、昭和39（1964）年から58（1983）年にかけて47件、約113.8ha、団地が開発され、約1万5千人の人口を吸収したことになる。その3分の2の34団地が民間開発で、地域別でみると、住宅団地は本市全域に広がっているが、初期の段階では国道58号沿いの北部地域に立地が多く、その後、東南部周辺地域と港川などでの立地が多くなっている。

さらに、土地区画整理事業については、復帰直前の昭和47（1972）年1月に伊祖地区で初めて着手され、その後、宮城仲西地区、城間伊祖地区、大宮地区、西原地区、北経塚地区が完了し、現在浦添南第一地区及び浦添南第二地区が施行中である。

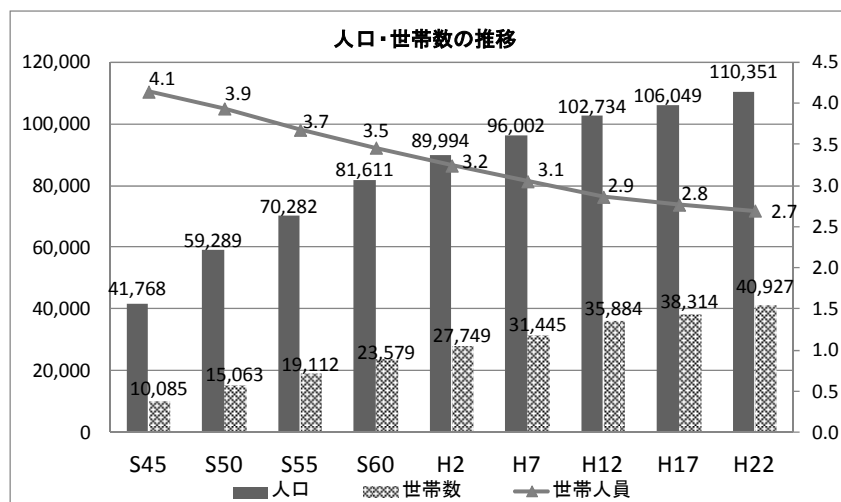
このように、本市は様々な土地開発事業を経て、都市化の一途を辿ってきた。

* スプロール…市街地が無計画に郊外に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成すること。スプロールの弊害として次の問題がある。①道路、下水道の都市基盤が未整備のまま低質な市街地が形成され、防災上、環境上の問題が生じる。②市街地が開発不適地まで拡散し、公共投資の非効率化を招く。③形成された低質市街地を良好な環境に改善するには、社会的に困難が伴うだけでなく経済的に膨大な経費を必要とする。

(5) 人口動態等

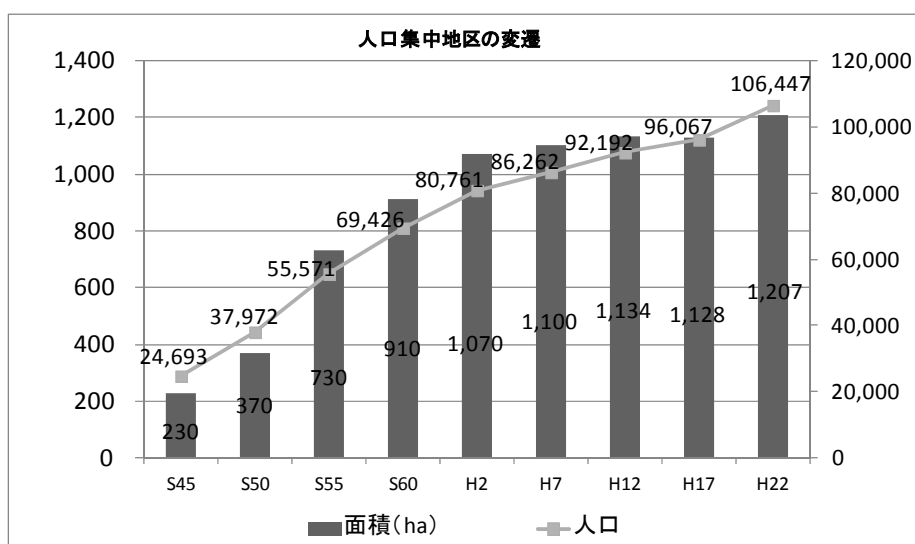
①人口、世帯数の推移

市政を施行した昭和45年、人口は41,768人、世帯数は10,085世帯であったが、市街地の拡大により着実に増加し、平成22年には人口110,351人、世帯数40,927世帯となっている。昭和45年から平成22年の40年間で、人口は約7万人、世帯数は約3万世帯増加している。



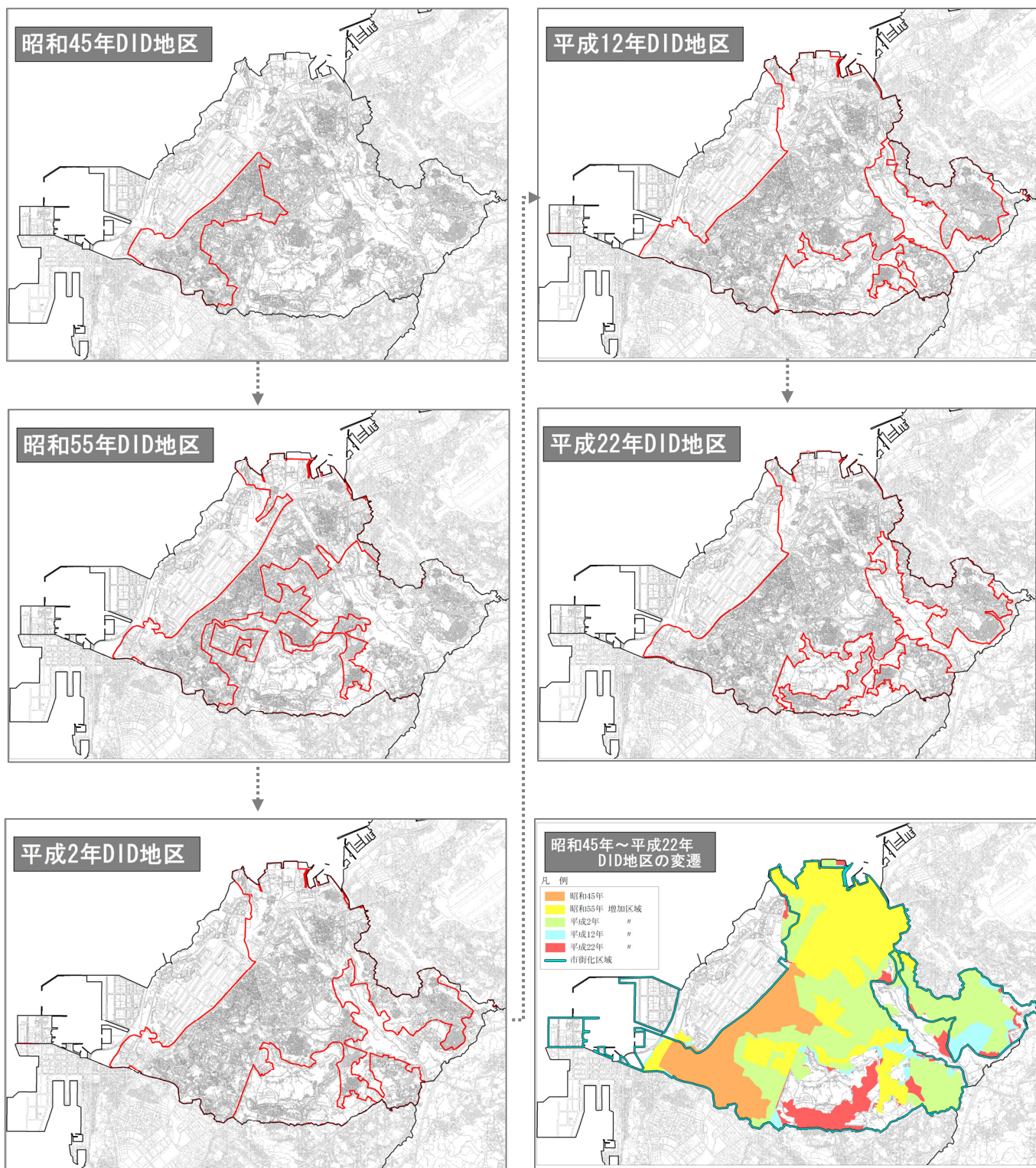
②人口集中地区（DID*）の変遷

人口集中地区（DID）は、平成22年時点で1,207ha（市面積の約63%）、人口106,447人（市総人口の約97%）となっており、昭和60年と比較すると、DID面積が約33%、DID人口が約53%増加している。



*人口集中地区（D I D）…国勢調査において設定される人口度が1haあたり40人以上、人口5,000人以上の地域で、実質的な都市地域を表す。

■人口集中地区の変遷



4. 上位関連計画

(1) 沖縄振興計画 (平成 14 年 7 月)

計画期間：平成 14 年度～平成 23 年度

1) 振興の基本方向

①安らぎと潤いのある生活空間の創造と健康福祉社会の実現

自然環境の保全・創造に努め、環境共生型社会の構築に向け取り組むほか、上下水道、公園、緑地、住宅の整備等の生活環境基盤の整備を図りつつ、健康福祉社会の実現に向け、健康保養の場などの保健医療基盤の充実や人材の育成等に努める。

②持続的発展のための人づくりと基盤づくり

交通通信体系については、国際交流拠点である空港や港湾の整備を図るとともに、沖縄都市モノレールと連携した公共交通サービスと道路網の一層の体系的整備を進め、さらにバリアフリー*整備などはソフト施策との連携を図り、住民やNPOとの連携等に努める。

2) 振興施策の展開

①陸上交通

- ・ 総合的な交通ネットワークを強化し、質的充実を図るため、那覇空港自動車道、沖縄西海岸道路、名護東道路等、規格の高い道路の整備を推進し、これらと一体的に機能する広域的な幹線道路の整備を推進する。
- ・ 都市部においては、放射道路、環状道路、交差点等の整備を進めるほか、渋滞対策の推進を図るとともに、沖縄都市モノレールについては、他の交通機関との結節機能の充実を図るため、さらに整備を推進する。
- ・ 地域間の連携を強化するため、県道・市町村道等の整備と公共交通の維持・確保とともに、米軍施設・区域の返還に対応した交通ネットワークの整備を図る。

②都市・農山漁村の総合的整備

- ・ 市街地の効率的な整備のため、既成市街地における都市機能の更新、中心市街地の再構築、市街地内低・未利用地の活用を図り、また、駐留軍用地跡地と市街地との一体的な再開発を促進するため、住民参加のもと地区計画を積極的に定め、きめ細かなまちづくりに努めるとともに、土地区画整理事業や市街地の再開発等を推進し、道路、公園、宅地等を一体的に整備して土地の有効高度利用など良好な住環境整備に努め、中心市街地の活性化を図り、魅力あるまちづくりを推進する。
- ・ 既成市街地の都市再生においては、民間のノウハウや資金等を活用し、新たな需要を喚起することが重要であることから、民間から提案される都市再開発に対しては迅速な対応、適切な誘導を行い、民間施行市街地再開発等の事業を積極的に支援するとともに、都市基盤施設を整備し、良好な市街地形成や土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の維持増進を図る。

* バリアフリー…障害をなくすことを表し、高齢者や障がい者等の日常生活や社会生活における物理的、心理的、情報に関わる障害等を取り除いていくこと

③駐留軍用地跡地の有効利用

- ・ 米軍施設・区域については、全面返還を希求する県民の意向に配慮して、その整備縮小を促進するとともに、跡地利用基本計画の策定等を推進し、返還跡地については、公共的な利用を含め、生活環境の整備、健全な都市形成、産業振興、自然環境の保全等を図るとともに、周辺の土地利用との調整を図りつつその有効利用を進める。

④国際交流・協力拠点の形成を目指した基盤整備

- ・ 国際交流・協力拠点の形成に向け、交通アクセスの拡充等の環境整備を図るため、那覇空港・旧国内線ターミナル地区・貨物ターミナル地区については整備拡充を図り、那覇・泊・新港・浦添の4ふ頭地区の機能再編を促進し、国際航空航路ネットワークの拡充を図る。
- ・ 国際コンベンション拠点をめざし、国際会議の誘致とコンベンション施設の整備を促進し、加えて那覇空港自動車道や沖縄西海岸道路等高規格道路と本島東西間や南北幹線の道路網の整備を図るとともに、国際的な情報通信ハブの形成に向けた基盤整備を図る。

(2) 沖縄 21 世紀ビジョン基本計画（平成 24 年 5 月）

計画期間：平成 24 年～平成 33 年

1) 施策展開の基軸的な考え

- (1) 潤いと活力をもたらす沖縄らしい優しい社会の構築
- (2) 日本と世界の架け橋となる強くしなやかな自立型経済の構築

2) 圏域別展開の基本方向（南部圏域抜粋）

個性豊かで魅力あふれる基幹都市圏の形成

(ア) 人的・物的交流拠点の機能強化

人や物の広域的な交流の活発化に向けて、那覇空港や那覇港の結節機能の強化・拡充を図るとともに、これらと各地域とを広域的に結ぶ骨格道路の整備やこれを支える体系的な幹線道路網（ハシゴ道路ネットワーク）を構築します。

本県の移出入貨物の大部分が集中する那覇港において、港湾貨物輸送等の円滑化を図るため、臨港道路などの港湾施設の整備やロジスティクスセンターを含む背後地の基盤整備による物流の効率化を促進するほか、内貿機能の強化を図るため、各ふ頭の機能再編を推進します。また、大型クルーズ船や大型コンテナ船に対応した大水深岸壁などを整備するとともに、国内外の航路誘致活動の強化を促進します。

陸上交通については、拠点都市間の移動の円滑化、慢性的な交通渋滞の緩和を図るため、那覇空港自動車道や沖縄西海岸道路の整備を促進するとともに、南部東道路などの整備を推進し、体系的な幹線道路網の構築を図ります。また、都市と近郊地域間の交流を促進する幹線道路の整備を推進するとともに、これらと有機的につながる市町村道の整備を促進します。

さらに、沖縄都市モノレールを沖縄自動車道（西原入口）まで延長するとともに、自動車から公共交通への転換を促すパークアンドライド駐車場等を整備します。あわせて、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に向けた取組を推進するとともに時差出勤、公共交通の利用促進等によるTDM（交通需要マネジメント）施策を推進します。

(イ) 南部都市圏の機能高度化

国際通りなど中心市街地においては、市街地整備や街路、公園、広場等の公共施設の整備を推進するとともに、街なかにおけるにぎわい空間の創出、居住環境の整備を促進します。また、沖縄都市モノレール駅周辺の再開発や、延長区間での駅を中心とした市街地整備を図り、コンパクトなまちづくりと個性豊かで魅力あふれる風景づくりを促進します。

都市基盤が未整備なまま形成された住宅市街地については、温暖化防止対策や自然環境の保全など環境との共生及び防災・防犯の観点を踏まえ、地域特性に応じた安全で快適かつ個性豊かで魅力あふれる風景づくりを推進します。また、都市近郊地域では、秩序ある都市的土地利用に向けた取組を促進し、住環境の整備を図ります。あわせて、地域ごとの特色に応じた良好な景観形成を促進します。さらに、都市地域の人口増加、市街地の拡大に伴う水需要や汚水量の増大に対処するため、引き続き上下水道に係る施設整備を推進するほか、再生水の供給地域の拡大を図ります。

イ圏域の特色を生かした産業の振興

(ア) 観光リゾート産業の振興

糸満市から浦添市に至る西海岸地域においては、リゾート及び都市型ホテルや飲食・ショッピング、コンベンション、マリーナ・人工ビーチ、レクリエーション等施設の集積を生かしつつ、アジアをはじめとする諸外国や県内外との交流拠点の形成を目指し、施設の充実及び受入体制の強化を促進します。また、良好な景観の形成、環境保全活動と経済活動が共存するルールづくり等、魅力ある風景づくり等を推進し、豊かで美しい観光・都市空間の創出を図ります。

世界遺産の所在地（那覇市、南城市）を中心として、他圏域との連携のもと、琉球王国のグスク及び関連遺産群や自然及び文化を生かした体験・滞在型観光等、地域産業と密接に連携した新たな観光スタイルの創出を図るとともに、歴史的景観の保全に配慮しつつ、当該景観に調和したまちなみ等の周辺整備や歴史的遺産群等を結ぶ観光ルートの整備を促進し、琉球歴史回廊の形成を図ります。

(イ) 情報通信関連産業の振興

アジアにおける国際情報通信拠点の形成を図るため、情報通信産業振興地域制度等の活用促進、国内外からの企業立地及び立地企業の高度化・多様化、人材の育成・確保を図るとともに、情報通信基盤の整備を推進します。また、雇用吸収力の高いコンタクトセンター、BPO業務の更なる集積に加え、コンテンツ制作やソフトウェア開発など高付加価値のビジネスモデルへの転換を促進します。

(ウ) 臨空・臨港型産業の振興と産業イノベーションの推進

那覇空港及び那覇港を基軸とした国際物流拠点の形成を図り、臨空・臨港型産業を新たなリーディング産業として育成します。このため、国際物流拠点産業集積地域等の活用により、空港及び港湾の機能強化、航路及び航空路のネットワークの拡充、物流関連施設の整備及び積極的な企業誘致等に取り組みます。

また、産業高度化・事業革新促進地域制度（産業イノベーション制度）を活用し、製品の開発力や技術の向上及び地域資源の活用による新事業の創出等を図る企業を支援するとともに、那覇空港・那覇港の物流機能などを生かし、産業高度化又は事業革新に取り組む企業の立地を促進し、地域産業の更なる振興を図ります。

(エ) 農林水産業の振興

地方卸売市場の統合と高度衛生管理型流通関連施設の再整備を促進し、流通体制の強化に努めるとともに老朽化した漁港・漁場等生産基盤施設の維持更新を推進します。

ウ国際交流・貢献等の推進

沖縄国際センターとの連携を強化し、国際協力各分野における支援体制の充実を図ります。

工駐留軍用地跡地利用の推進

牧港補給地区の跡地については、県都那覇市に隣接し、約274haの広大な面積を有しており、その開発のあり方が本県の発展に大きく影響することから、国及び浦添市と連携し、広域的かつ計画的な開発整備を進め、文化産業、リゾートコンベンション関連産業等の集積や臨空・臨港型産業との連携による産業の振興を図ります。

（３）那覇広域都市計画「都市計画区域の整備、開発又は保全の方針」（平成22年8月）

計画期間：平成17年～平成37年

1）都市づくりについての基本理念

かつての琉球の歴史文化の中心であり、かつ多様な都市機能が集積する本区域においては、歴史や文化、自然環境の保全と活用に積極的に取り組むとともに、地理的・自然的特性を生かした産業の振興を図りつつ、本県の中核管理機能をはじめ国際交流及び物流機能を強化した拠点を形成し、国際的規模の観光・保養地域にふさわしい高次の都市機能を備えた広域都市圏の形成を目標とする。

そのため、市街地では、計画的な土地利用に基づく住宅地、業務地、商業地、工業地、流通業務地の適正配置のもとで、円滑な交通網の形成を推進するとともに、高齢化、国際化、情報化等の進展への対応、優れた景観の保全及び育成並びに身近な生活環境の改善、質的向上等、自然環境と調和のとれた総合的な整備を促進する。

また、ユニバーサルデザイン*の考えのもと「すべての人にやさしいまちづくり」を進めるとともに、より実効性の高い都市計画を展開するための住民参画による地域からのまちづくりを促進する。

2）土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

①主要用途の配置の方針

- 住宅地：中心市街地やその周辺部に住宅地を配置してまちなか居住を推進するとともに、既成市街地には、居住環境を改善しつつ地域商業拠点としての機能を併せ持つ良好な住宅市街地の形成を図る。さらに、既成市街地周縁部における住宅地も引き続きその維持に努める。
- 商業地：那覇市おもろまち、浦添市屋富祖一帯、宜野湾市普天間一帯及び糸満市の既存商業地区は、中心商業地に準ずる商業地として機能維持に努める。また、駐留軍用地跡地等における新たな商業地の形成においては、広域的な都市構造を踏まえた上で適正に配置する。
- 工業地：既存の工場の集積度の高い浦添市勢理客及び牧港発電所一帯、南風原町印刷団地一帯並びに宜野湾市大山地区は、環境の保全に努めながら、工業生産の維持増進を図る。
- 流通業務地：浦添ふ頭地区背後地は、県卸商業団地として卸売機能の集中立地に伴う物流機能の充実を図る。

②居住環境の改善又は維持に関する方針

戦後の基地建設に伴い自然発生的に形成された密集市街地では、道路、公園の重点整備と沿道不燃化の促進による防災環境軸の形成や、遊休地等を積極的に活用した防災性の向上、敷地の細分化防止策等を講じ、総合的な居住環境の改善に努める。

本区域内の密集市街地は以下の通りとする。

- ・那覇市：松尾、牧志、壺屋や樋川、松川、三原等の中心部等
- ・宜野湾市：普天間、大謝名、大山等
- ・浦添市：城間、屋富祖、宮城、勢理客等

③駐留軍用地の土地利用方針

牧港補給地区においては、都市的課題の解決に寄与し、都市構造の転換を促す貴重な種地としての役割を担う必要があり、沖縄県及び浦添市の発展に寄与する都市機能の導入を図る。

* ユニバーサルデザイン…障がいのある人や高齢者のために特別の対策を行うのではなく、まちづくりやものづくりの最初の段階から「誰にでも使いやすい」ように計画・設計すること。

3) 交通施設に関する都市計画の決定の方針

①道路

沖縄本島の南北軸を結ぶ国道58号、国道329号及び国道330号に加え、沖縄西海岸道路、中部縦貫道路及び国道329号バイパスの整備を進める。中部横断道路、宜野湾北中城線、宜野湾横断道路、浦添西原線については、放射道路を連結する横軸の道路として整備を推進する。

②公共交通機関

今後の市街地の状況や需要動向等を勘案して沖縄都市モノレール的高速西原IC付近への延長整備を推進する。併せて、軌道系を含む新たな公共交通システムの導入については、基地跡地利用を含めた市街地展開や需要動向等も勘案しつつ総合的に検討する。

③ターミナル

都市拠点における様々な交流の中心となる地域や新たな公共交通システム、各種バス交通網、自動車交通など多様な交通が連結する地域においては、公共交通の乗継やパークアンドライド等の機能を確保した交通結節点の整備を推進する。

4) 下水道及び河川に関する都市計画の決定の方針

下水道の普及により、河川・海域等の水質は改善されつつあるが、依然として環境基準に達していない水域があるため、今後とも下水道の整備を推進する。また、高度処理された下水道処理水を雑用水として利用する等、循環型社会の形成に資する事業を推進する。

河川については、都市河川の整備と総合的な雨水対策の推進とともに、河川の上流から下流に至る流域市町村の広域的・総合的な河川浄化対策を推進し、河川の浄化を図る。

5) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

廃棄物処理施設については、ごみの排出抑制、リサイクルやダイオキシン類削減対策を推進するとともに処理の広域化に努め、立地に際しては、住民の合意形成や周辺環境との調和に配慮する。

6) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

浦添城跡公園及び中城公園の緑地環境は、自然共生の森の拠点として維持し、島尻の水系流域に森の公園を配置する。また、世界遺産や点在するグスク、御嶽や歴史の道などの緑地的環境の保全に努める。海岸部の既設公園及び埋立地等に整備する公園には、津波対策緑地帯の整備を推進する。

7) 都市景観形成に関する方針

首里城一帯、壺屋やちむん通り一帯、宜野湾海浜公園一帯、浦添城跡一帯、浦添西海岸など景観上優れた地区においては、歴史的街並みの保全や自然景観との調和を図る。

物流軸

都市軸

- 既成市街地の質的向上
 - ・地区計画の導入
 - ・土地区画整理事業の検討
 - ・身近なオープンスペースの確保
 - ・地域共同体交流空間の確保
- 密集市街地の改善
 - ・駐留軍用地跡地利用と一体的な整備
- 南北交通軸の強化
- 駐留軍用地跡地における計画的な都市的土地利用
 - ・高次都市機能の導入
 - ・幹線道路の整備
 - ・広域公園の整備 等
- 東西交通軸の強化
- コンベンション機能・都市型リゾート機能の強化
- 密集市街地の改善
- 整備拡充・機能強化
- 密集市街地の改善
- 新たな公共交通システムの整備
- 都市機能の充実
- 質の高い市街地の形成
- 中心市街地の活性化
 - ・都心居住の推進
 - ・用途の複合化
 - ・市街地再開発事業の実施 等
 - 密集市街地の改善
- ウォーターフロントの整備
- 整備拡充・機能強化
- (アジアへ)
- (世界へ)
- 離島へ
- 秩序ある沿道型土地利用の推進
 - ・地区計画 等
- 観光リゾート拠点の整備
- 臨空型産業の配置
- 中心市街地の形成
 - ・土地区画整理事業
 - ・地区計画 等
- 中心市街地の再生
- 田園都市の形成
 - ・市街化調整区域における地区計画
 - ・集落地区計画 等
- 農業と調和した集落環境の保全・育成
 - ・市街化調整区域における地区計画の導入
 - ・建築形態規制(建ぺい率、容積率)の引き下げ 等
- 計画的な住宅地の形成
 - ・駐留軍用地跡地における土地区画整理事業 等
- 良好な住宅地の形成
 - ・地区計画 等
- 沖縄科学技術大学院大学研究機関との連携
- 東西交通軸の強化
- モノレールの延長の検討
- マリナタウンと既存市街地の機能分担および連携
- 海洋性レクリエーション機能の強化
- マリナタウンと既存市街地の機能分担および連携
- 新しい公共交通システムの整備
- 市街地を整理する道路網体系の整備
- 交流・連携の促進

凡例

住宅地(低密)	都市拠点
住宅地(中密)	副都心拠点・行政拠点
商業地	産業拠点
工業地	交流(物流)拠点
流通業務地	緑の拠点
駐留軍用地跡地利用	歴史・文化拠点
軍用地	大学
緑地	観光拠点
大規模既存集落	海洋性レクリエーション拠点
農地	再開発事業地区
自動車専用道路	無秩序な市街地の抑制
主要道路	良好な市街地への更新(密集市街地の改善)
モノレール(既存)	秩序ある沿道型土地利用を図る区域
モノレール(計画)	
新たな公共交通	
交通結節点	
河川	
琉球歴史回廊のイメージ	

(5) 第4次浦添市総合計画（平成23年3月）

計画期間：平成23年～平成32年

まちづくりの目標：太陽とみどりにあふれた国際性ゆたかな文化都市

将来人口：おおよそ12万人（平成32年）

1) まちづくりの方向

①希望と活力にあふれた生活創造都市～ 新たな魅力の創造と市民生活を支えるまち ～

市民生活を支える産業の振興や、社会・経済活動を支える都市基盤の充実を図り、西海岸地域をはじめ、本市の有する資源と可能性を活かした、物流・生産・産業交流などの経済活動が展開される、“希望と活力にあふれた生活創造都市”をめざす。

②世界へ翼を広げる交流文化都市～ 豊かな心と人を育むまち ～

まちづくりの主体である市民の明るい未来を展望し、市民主体のまちづくりを進め、自らの地域の歴史・文化への深い認識と、国際的な広い視野をもち、主体的な交流と活動の和を広げていく、“世界へ翼を広げる交流文化都市”をめざす。

③ともに支え合う健康福祉都市～ 心がかよい、夢がつながるいたわりのまち ～

保健・医療・福祉の連携によるサービスの充実と、生活全般にわたる環境の整備が行き届いた、誰もが安心して健やかに、夢をもって暮らし続けることのできる“ともに支え合う健康福祉都市”をめざす。

④安全安心でやすらぎにみちた快適環境都市～ 自然と共生するやさしいまち ～

安全で安心して快適に暮らせる質の高い生活環境をつくり、世代をこえてその恩恵を安定して享受することができるよう、私たちが住み、働き、憩い、学んでいる身近なところから、“安全安心でやすらぎにみちた快適環境都市”をめざす。

⑤ひと・まち・未来が輝く市民協働都市～みんなでつくるてだこのまち～

まちづくりの主体である市民（自治会、NPO、企業等）と行政の協働体制を確立し、互いに対等な立場で理解を深め合い、自ら考え、行動するまちづくりを展開するとともに、市民サービスの向上や持続的で計画的な行政運営を進めるなど、協働社会の実現と適切な行政運営を推進する、“ひと・まち・未来が輝く市民協働都市”をめざす。

2) まちづくりリーディングプラン

「地域力」を高める「ひとづくり・ものづくり・まちづくり」を基調とした第四次浦添市総合計画のまちづくりの目標を実現するための戦略的なプランとして位置づけられる。

①いきいき自己実現プラン

②支え合い・安心プラン

③子育て健やかプラン

④浦添ものづくりプラン（※以上①～④は省略）

⑤ウラオソイ廻廊プラン：

世界遺産追加登録を目指した浦添グスク等の拠点形成をはじめ、歴史文化の普及啓発活動の推

進に取り組み、浦添の歴史文化とふれあえる環境を整備する。

⑥カルチャー発信プラン

浦添西原線を親しみのあるシンボルロードとしての整備を促進し、地域特性を活かした交流・にぎわいを創出する。

⑦マリントピア浪漫プラン

西海岸地区と牧港補給地区は、自然と共生した優れた海浜リゾート空間として、市民をはじめ来訪者も自然や伝統・文化とふれあえる環境づくりを進める。また、都市機能用地等への企業誘致や段階的なまちづくり計画等による新たな産業拠点の形成に取り組む。

3) 土地利用計画

①土地利用ゾーン

ア) 都心ゾーン

浦添城跡から国道58号に至る浦添西原線沿いは、「てだこ都市文化」を発信し、ヒト・モノ・情報が行き交う浦添市の顔として、それぞれの拠点の整備を図るとともに、ゾーンへのアクセスを整備する。本市のシンボルロードの一端を担う浦添西原線は、豊かな緑陰で被われたゆとりある歩道を確保する。

イ) ウラオソイ文化・交流ゾーン

浦添城跡、伊祖城跡、浦添大公園一帯の歴史・文化拠点、沖縄国際センターを中心とし、さまざまな市民活動が展開する交流空間として整備する。

ウ) 生産ゾーン

港川から牧港の臨海部の工場集積地域と牧港漁港や車海老養殖場については、工業と水産業の双方の調和ある発展が図られるよう、生産基盤の拡充を図る。

エ) リゾート・レクリエーションゾーン

那覇港港湾計画において、浦添ふ頭コースタルリゾート地区として位置づけられ、沖縄県の国際観光交流拠点の形成を目指しており、豊かな自然海域環境を保全しつつ、マリーナ、ホテル等の施設を配置し、アーバンリゾート空間の形成を図る。

オ) 港湾・流通・情報ゾーン

浦添ふ頭の拡充を図り、国際航路ネットワークの形成により国際流通港湾として整備する。

カ) 新都市形成ゾーン

牧港補給地区の返還を促進し、西海岸埋立区域等と連携した本市のまちづくりを牽引する地域として、観光交流産業等の集積や、都市的利便性を活かした快適な居住空間の形成を図る。

②都市の軸

ア) 浦添都市軸

本市の東西を横断する浦添西原線から浦添ふ頭地先に至る浦添都市軸は、ゾーンごとにさまざまな表情を演出する、本市の顔となるシンボルロードとして整備する。

イ) 交通の軸

・広域都市軸

市域を南北に縦断する国道58号、国道330号、中部縦貫道路、沖縄西海岸道路等は、各ゾーンにおける都市活動を支援し、中南部都市圏の市街地を支える軸線として整備を促進する。

・環状軸

沢岬石嶺線、国際センター線、（仮称）国際センター線延伸、県道153号線バイパス及び国道58号宜野湾バイパスの環状道路は、整備を進めることで市域内の道路網の連結を強化し、市民の利便性の向上を図る。

・軌道交通軸

沖縄都市モノレールの延長路線は、沖縄国際センター、浦添城跡、総合交通拠点の主要拠点などを結ぶ新たな広域公共交通の軸であり、浦添グスク観光や浦添中心部と連携した浦添都市軸の形成、国際交流や沖縄の文化が感じられる緑の街道を形成する。

ウ) 歴史文化軸

県道153号線は「琉球歴史廻廊」としての活用を基本に、歴史文化の交流を通して浦添市の活性化への寄与に努める。

エ) 水と緑の環状軸

市民の生活を優しく包み込むクサティ森を保全・育成するとともに、公園、河川、学校、道路等の公共施設や海岸線の緑化など、緑の保全・創出及び水辺空間と一体となった安らぎと潤いのある空間を創出し、水と緑のネットワークを形成する。

5. まちづくりの基本的課題

(1) ひとにやさしい都市基盤の形成

21世紀を迎え、少子高齢化の動向はますます顕著に現れてきており、社会的に子育て環境の充実や交通弱者への対応、生活環境のバリアフリー化が強く望まれている。しかしながら本市は、複雑な地形や交通手段の不十分さのため、子どもや高齢者や障がい者が自由に社会参加するための環境整備が十分ではないため、誰もが移動しやすい公共交通網の整備、歩行者空間や公共施設のバリアフリー化、地域コミュニティの再構築など、ユニバーサルデザインの考え方を基調にしたひとにやさしい都市基盤の形成が必要である。

(2) 西海岸域における広域拠点の形成

本市の西海岸埋立地区では、西洲商業団地を中心に運輸業・卸売業・食品製造業等が立地し、本県の物流と生産機能の拠点地区として発展してきた。今後とも物流・生産機能の拡充及び新産業の拠点形成が望まれる。さらに、このような本市の機能拠点を、都市計画区域、或いは沖縄全域での位置づけと捉え、市域を超えた近隣市町村等との広域的な連携とネットワークの形成を図ることが重要である。

(3) 牧港補給地区跡地利用開発の推進

本県における駐留軍用地は、開発ポテンシャルを持つ重要な位置に所在し、土地利用を図る上で大きな制約条件となっている。本市には、市面積の約14%を占める牧港補給地区があり、当該地は、本県の大動脈である国道58号と、海の玄関口である那覇港に囲まれるなど、有効活用が期待できるため、本県ならびに本市の振興に資するよう、跡地利用開発の推進を図ることが重要である。

(4) 安全で利便性の高い道路交通体系の確立

本市においては、沖縄都市モノレールの延長や、西海岸道路など大規模なプロジェクトが進行中である。一方で、市民に身近な道路については、狭隘道路や歩道の不足等の問題がある。よって、モノレールや西海岸道路など広域的な道路交通網の整備促進はもとより、モノレール・バスを中心に誰もが移動しやすい公共交通網の充実、狭隘道路の解消、歩行者空間の確保などにより、安全で利便性の高い道路交通体系の確立が重要である。

(5) モノレール駅周辺における新たなまちづくりの検討

本市においては、沖縄都市モノレールの整備に伴い、(仮称)経塚駅、(仮称)前田駅、(仮称)浦西駅の3駅の整備が予定される。これにより、通勤・通学時間の短縮や交通渋滞の緩和などの効果が期待されるばかりでなく、周辺市街地における波及効果も期待され、良好な景観形成や、観光機能、交流機能の充実等により、モノレール駅周辺における市街地の質の向上や賑わいの創出など、新たなまちづくりの検討が重要である。

（６）歴史環境、伝統文化の保全・整備・活用

本市はこれまで、文化財指定とその保全・整備・活用に努めてきたが、市民に広く琉球王国を生み出した浦添の歴史と文化を伝えるまでには至っていない。今後とも、浦添城跡を中心とした歴史・文化資源の保全・整備・活用を継続的に推進するとともに、歴史・文化を活かした景観形成とまちづくりを推進するため、ウラオソイ廻廊プランに基づいた歴史廻廊等の整備に努めることが重要である。

（７）浦添都市軸の形成

本市の都市軸である浦添西原線については、道路拡幅や、都市モノレールの整備、良好な沿道景観の形成などとともに、沿道商業地の活性化や賑わいの創出などを図り、都市軸の形成を推進することが重要である。

（８）公園・緑地の整備と維持管理

市民の憩いの場やレクリエーションの場、災害時の避難場所、都市における潤いの提供など、多様な機能を持つ公園・緑地については、整備推進とともに適正な維持管理を図ることが重要である。

（９）中心市街地活性化

屋富祖一帯の中心市街地については、浦添都市軸の形成を合わせた整備や、空き店舗対策などハード、ソフトを含めた対策を検討し、中心市街地活性化を推進することが重要である。

（１０）自然環境の保全・再生

環境の健全性が損なわれつつある現代においては、自然環境の保全が重要な課題となっている。本市においては、浦添断層崖を中心とした緑地帯や、牧港川、安謝川、小湾川、シリンカーなどの河川、カーミージー周辺の海浜環境等があり、これら豊かな自然環境の保全と再生が重要である。

（１１）循環型・低炭素社会*の構築

近年深刻化する環境問題に対応するため、循環型・低炭素社会の構築を図ることが重要である。循環型社会の構築に向けて、下水道整備、河川の再生、廃棄物の抑制等が求められるとともに、低炭素社会構築に向けては、誰もが移動しやすい公共交通体系や、コンパクトな市街地など環境にやさしい都市構造の形成、建築物や都市における省エネルギー化、緑地の確保などが望まれる。

*循環型・低炭素社会…循環型社会と低炭素社会を組み合わせた造語。循環型社会は、廃棄物の発生を抑制し、資源の循環的利用、および適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される社会のこと。低炭素社会は、経済活動を維持しながら、温室効果ガス（特に二酸化炭素（CO₂））の排出を出来る限り削減する社会のこと。都市計画分野においては、運輸部門のCO₂排出量の９割を占める自動車交通からの脱却を図るため、公共交通を中心としたコンパクトな市街地の形成を推進することなどが挙げられる。

(12) 災害に強い都市の形成

2011年3月に発生した東日本大震災は、地震や津波への対策の重要性を再認識させることとなり、密集市街地の改善や、津波対策、避難路、避難場所の確保、避難体制の強化、災害時の自助・共助が可能なコミュニティの形成など、災害に強い都市の形成が望まれる。また、本県は台風の常襲地であることから、風水害対策についても充実が望まれる。

(13) 国際的な交流機能の充実

アジアに開かれた国際交流都市を形成するとともに、広域的な交流の活発化を図るため、那覇港浦添ふ頭の拡充による国際航路ネットワークの強化や、西海岸道路、臨港道路など基盤整備の推進などが重要である。

また、沖縄都市モノレールを含めた公共交通体系の整備を促進し、沖縄国際センターを中心とした、国際交流を促進することが求められる。

(14) 密集市街地の改善

本市はこれまで、快適な都市環境形成のため道路・公園等の生活基盤整備を進めてきた。しかしながら、市内には未だ無秩序に形成された密集市街地が存在する。狭隘な生活道路、袋小路、スプロールした墓地などが、災害等に対して劣悪な環境となっているため、密集市街地の改善は本市の重要課題の1つであり、適正な住環境整備が望まれる。

(15) 墓地の適正な規制誘導

従来の家族形態の変化や、墓地利用が可能な土地の不足等により、自然地や市街地において、墓地開発が進行しており、適正な規制誘導、公営墓地の検討などが望まれる。

(16) 市民参加による協働のまちづくりの推進

本市は、都市化の進行に伴う自治会加入率の低下などの課題がある一方で、地域においては様々なコミュニティ活動による自主的な地域づくり活動が実践されており、市民の主体的なまちづくりの展開が期待できる。そのため、市民の地域コミュニティ活動に対する支援を充実させるとともに、地域・まちづくりへの参加を促進し、市民・NPO・企業・行政等の協働によるまちづくりの推進が必要である。

課題から将来都市像、方針等への整理

市民意向

- ①居住地に
対する評価
- 高い評価…病院など医療施設の利便性、日頃の買物の便利さ・楽しさ等
 - 低い評価…防犯に対する安全性、子どものあそび場や公園の整備管理状況
- ②今後の
まちづくり
の方向性
- ・【住宅地】既存の住宅地の改善、未利用地の有効利用を図る
 - ・【商業地】既存商店街の整備及び活用を図る
 - ・【基地跡地利用】海浜公園等、市民の憩いの場の確保を図る
 - ・【緑地など自然環境】貴重な緑地の保全にむけた開発規制も必要である
 - ・【道路整備】子どもや高齢者、障害者にやさしい道路整備を図る
 - ・【公共交通】沖縄都市モノレール延長計画を促進する 等

社会動向

- 環境にやさしい社会づくり
- 観光立国の実現と、美しい国づくり
- 人口減少、少子高齢化社会への対応
- 東日本大震災を経て防災への意識の高まり 等

浦添市都市計画マスタープラン

浦添市の現況と動向（第Ⅰ章）

- A. 地形・水系**
- ・東から西にかけて緩やかに傾斜し台地・段丘と二分される
 - ・県都那覇市に隣接し、西海岸に面している
 - ・地形や河川を活用したまちづくりの必要性
- B. 人口**
- ・人口、世帯ともに増加傾向にある
 - ・少子高齢化社会への対応
- C. 産業**
- ・農業は農家数、耕地面積、生産額ともに減少傾向にある
 - ・商業は店舗数は減少傾向にあり、販売額はH6年以降横ばい
 - ・工業は事業所数、製造品出荷額ともに減少傾向にある
- D. 土地利用**
- ・本市は都市的土地利用の割合が高い
 - ・自然環境の保全が求められる
 - ・西海岸埋立地区では、運輸業・卸売業・食品製造業等が立地し、物流と生産機能の拠点地区として発展している
 - ・墓地開発が進行している
- E. 市街地整備**
- ・現在、浦添南第一、第二土地区画整理事業が施工中
 - ・前田、西原地区において、沖縄都市モノレール第4駅（仮称）浦西駅の整備が想定される
- F. 密集市街地**
- ・商業・業務・工業・住宅が混在する密集市街地がある
 - ・建て詰まりや狭隘道路、袋小路、スプロール等が見られ、住環境の改善や防災性の向上が求められる
- G. 道路交通**
- ・広域幹線道路として国道58号、国道330号が南北を縦断
 - ・沖縄都市モノレールの延伸や、西海岸道路など大規模なプロジェクトが進行中
 - ・身近な道路については、狭隘道路や歩道の不足等の問題がある
 - ・バス、モノレールなど公共交通の利用率が比較的低い
- H. 公園整備**
- ・浦添大公園や浦添運動公園を含め計87箇所の公園が計画されている
 - ・1人当たりの公園面積（都市計画決定）は8.94㎡と、那覇広域より高いものの、未整備の公園もあり整備促進が求められる
- I. 駐留軍用地（牧港補給地区）**
- ・跡地利用計画が検討されている
 - ・牧港補給地区は、国道58号線と、海の玄関口である那覇港に囲まれた区域であり、ポテンシャルが高い
- J. 西海岸地域の開発**
- ・現在、第1ステージが施工中である
- K. 歴史・文化、景観**
- ・平成19年に「浦添市景観まちづくり計画」を策定
 - ・琉球王国を生み出した浦添の歴史と文化の活用
- L. 国際交流**
- ・諸外国との交流事業等を進めている
 - ・国際交流都市の形成
- M. 地域コミュニティ、市民参加によるまちづくり**
- ・様々なコミュニティ活動による自主的な地域づくり活動が実践されている
 - ・自治会加入率の低下

まちづくりの課題（第Ⅰ章）

【カッコ内アルファベットは現況・動向との対応を示す】

- ① **ひとにやさしい都市基盤の形成** 【B, D, E, G, M】
- ・公共交通網の整備
 - ・歩行者空間や公共施設のバリアフリー化
 - ・地域コミュニティの再構築
- ② **西海岸域における広域拠点の形成** 【A, C, D, H, J, L】
- ・西海岸開発地区の拠点の形成
 - ・広域的なネットワークの形成
- ③ **牧港補給地区跡地利用の推進** 【C, D, I】
- ・跡地利用事業の推進
- ④ **安全で利便性の高い道路交通体系の確立** 【G, I, J】
- ・狭隘道路や歩道の不足等の解消
 - ・広域的な道路交通網の整備促進
 - ・モノレール整備促進と誰もが移動しやすい公共交通網の充実
- ⑤ **モノレール駅周辺における新たなまちづくりの検討** 【D, E, G, M】
- ・利便性の高い交通結節拠点、周辺市街地への展開
- ⑥ **歴史環境、伝統文化の保全・整備・活用** 【K】
- ・歴史文化を活かした景観形成とまちづくりを推進
 - ・ウラオソイ廻廊プランに基づいた歴史廻廊等の整備
- ⑦ **浦添都市軸の形成** 【G, M】
- ・県道浦添西原線の拡幅および良好な沿道景観の形成
 - ・賑わいの創出
- ⑧ **公園・緑地の整備推進** 【H, J, M】
- ・市民の憩いの場として公園・緑地の整備推進
 - ・防災機能、レクリエーション機能など公園の質の向上
- ⑨ **中心市街地活性化** 【C, D, M】
- ・屋富祖など、中心市街地の活性化
- ⑩ **自然環境の保全** 【A, D, G, J】
- ・緑地、河川、海浜など自然環境の保全と再生
- ⑪ **循環型・低炭素社会の構築** 【A, D, G, J】
- ・公共交通中心、コンパクトな市街地の形成換
 - ・ごみの減量化と廃棄物の適正処理
- ⑫ **災害に強い都市の形成** 【A, F, G, H, I, J, M】
- ・津波対策、避難路、避難場所の確保、避難体制の強化
- ⑬ **国際的な交流機能の充実** 【J, L】
- ・国際化・情報化への対応
 - ・国内外の航路ネットワークを有した港湾整備
 - ・沖縄国際センターを通した国際交流の促進
- ⑭ **密集市街地の改善** 【D, F, G, J】
- ・狭隘な生活道路、袋小路の解消等、快適な住環境整備
- ⑮ **墓地の適正な規制誘導** 【D】
- ・民間墓地開発の適正な規制誘導
- ⑯ **市民参加による協働のまちづくりの推進** 【M】
- ・市民の地域コミュニティ活動に対する支援の充実
 - ・協働によるまちづくりの推進

上位計画等

■沖縄21世紀ビジョン基本計画
計画期間：平成24年～平成33年

■那覇広域都市計画
「都市計画区域の整備、開発又は保全の方針」
計画期間：平成17年～平成37年

■第4次浦添市総合計画

『太陽とみどりにあふれた国際性ゆたかな文化都市』

- 希望と活力にあふれた生活創造都市
- 世界へ翼を広げる交流文化都市
- ともに支え合う健康福祉都市
- 安全安心でやすらぎにみちた快適環境都市
- ひと・まち・未来が輝く市民協働都市

将来都市像(第Ⅱ章)【カッコ内数字は課題との対応を示す】

まちづくりの目標：『太陽とみどりにあふれた国際性ゆたかな文化都市』

- 都市の将来像
1. まちなみに優れ歴史の薫る文化都市【⑤、⑥、⑦、⑩、⑬】
 2. 緑・海・川など自然にあふれた環境調和都市【⑧、⑩、⑪】
 3. 活気にあふれた産業・交流都市【②、③、④、⑤、⑨、⑬、⑭】
 4. 安心安全で安らぎに満ちた快適環境都市【①、④、⑫、⑮、⑯】

将来都市構造(第Ⅱ章)【カッコ内数字は課題との対応を示す】

土地利用ゾーン	都心ゾーン	浦添城跡から国道58号に至る浦添西原線沿いは、ヒト・モノ・情報が行き交う浦添市の顔として、それぞれの拠点整備を図る【①、④、⑦、⑧、⑨、⑪、⑮】
	ウライ文化・交流ゾーン	浦添城跡、伊祖城跡、浦添大公園一帯の歴史・文化拠点、沖縄国際センターを中心とし、さまざまな市民活動が展開する交流空間として整備する【①、⑥、⑦、⑧、⑬、⑮】
	生産ゾーン	港川から牧港の臨海部については、工業と水産業の双方の調和ある発展や周辺住環境との共生を図る【①、②、④、⑩、⑫、⑮】
	リゾート・レクリエーションゾーン	浦添ふ頭コースタルリゾート地区として位置づけられ、アーバンリゾート空間の形成を図る【①、②、⑦、⑧、⑩、⑫、⑬】
	港湾・流通・情報ゾーン	浦添ふ頭の拡充を図り、人、物、情報等多様な交流が促進されるゾーンの形成を図る【②、④、⑦、⑫、⑬】
	新都市形成ゾーン	牧港補給地区の返還を促進し、西海岸埋立区域等と連携した本市のまちづくりを牽引する地域として新都市の形成を図る【①、③、④、⑦、⑨、⑩、⑫、⑭、⑮】
主要都市機能の配置	交流ゲートゾーン	(仮称)浦西駅周辺は、沖縄自動車道との交通結節点としての利便性を活かした都市機能の展開を図る【④、⑤、⑦】
	学習交流拠点	各種行政サービスや文化活動を行える、快適で利便性の高い学習交流環境を整備する【⑦、⑮】
都市の軸	商業・業務拠点	浦添都市軸と国道58号で構成され、商業と業務が共存する複合型の都市形成を促進する【⑦、⑨、⑪、⑭】
	歴史・文化拠点	浦添大公園、浦添城跡や伊祖公園一帯は、史跡と緑地空間を活かし、歴史文化を学ぶ場として整備・活用する【⑥、⑧、⑩、⑮】
	国際交流拠点	沖縄国際センターを中心に、各国文化の総合理解と人的交流が日常的に展開されるゆとりある空間の確保を図る【⑬】
	文化交流拠点	国立劇場おきなわや浦添市産業振興センター・結の街などが立地し、浦添市民の文化活動・交流活動拠点の形成を図る【②、⑥】
	総合交通拠点	(仮称)浦西駅と沖縄自動車道とを結ぶ交通結節拠点を形成する【④、⑤、⑦、⑪】
	複合交流拠点	牧港補給地区跡地利用計画を先導する商業・業務の集積を図る【②、③、⑦】
	暮らしの交流拠点	国道58号屋富祖交差点付近は、生活利便施設や住宅等が集積した暮らしの拠点の形成を図る。【③、⑦、⑨、⑭】
	環境学習拠点	カーミージーや空寿崎周辺は、豊かな海浜環境を活用し、環境学習の場や市民の憩いの空間の形成を図る。【⑧、⑩】
都市の軸	浦添都市軸	県道浦添西原線から浦添ふ頭地先に至る浦添都市軸は、本市の顔となるシンボルロードとして整備する【⑦】
	広域都市軸	国道58号、国道330号、沖縄西海岸道路等の南北軸及び、港川道路からサンパーク通り、浦添西原線に至る東西軸の整備を促進する【④】
	環状軸	環状道路は、整備を促進し市民の利便性の向上を図る【④、⑤】
	軌道交通軸	沖縄都市モノレールの延長路線は、主要拠点などを結ぶ新たな広域公共交通軸の形成を図る【④】
	歴史・文化軸	県道153号線は「琉球歴史廻廊」としての活用を基本に、歴史文化の交流を通して浦添市の活性化への寄与に努める【⑥】
	水と緑の環境軸	市民の生活を優しく包み込むクサティ森を保全・育成するとともに、公園、河川の緑化など、水と緑のネットワークを形成する【⑧、⑩】

まちづくり部門別方針(第Ⅲ章)

1. 土地利用の方針
2. 市街地整備の方針
3. 道路交通の方針
4. 下水道・河川の方針
5. 自然環境の保全、都市環境の形成の方針
6. 景観形成の方針
7. 防災まちづくりの方針
8. 福祉のまちづくりの方針
9. その他まちづくりの方針

まちづくり地域別方針(第Ⅳ章)

1. 北地域まちづくり方針
2. 中央北地域まちづくり方針
3. 東地域まちづくり方針
4. 中央南地域まちづくり方針
5. 中央西地域まちづくり方針
6. 南地域まちづくり方針
7. 西地域まちづくり方針
8. 新都市形成地域まちづくり方針

景観の実現に向けて(第Ⅴ章)

1. まちづくりに対する社会的要請
2. 今後のまちづくりの進め方
3. 都市計画マスタープランの活用
4. 都市計画マスタープランの進行管理と見直し

